株式会社インターネットインフィニティー

定款

平成16年 8月31日 作 成 平成17年 6月29日 変 更 平成18年 7月 変 更 3 目 平成18年 8月28日 変 更 平成19年 6月27日 更 変 平成20年 7月10日 変 更 平成21年 6月29日 変 更 平成24年 6月29日 更 変 平成24年11月 9日 変 更 平成25年 6月27日 変 更 平成27年 6月29日 変 更 平成28年 6月28日 変 更 平成28年11月28日 変 更 平成28年12月 変 更 5日 平成29年10月 変 1 目 更 平成30年 1月 1日 変 更 平成30年 6月28日 変 更 令和 4年 6月24日 変 更

定款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社インターネットインフィニティーと称し、英文では internet infinity INC. と表示する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
 - 1. 介護保険法に定められた次の事業
 - ①居宅サービス事業
 - ②地域密着型サービス事業
 - ③居宅介護支援事業
 - ④介護予防サービス事業
 - ⑤地域密着型介護予防サービス事業
 - ⑥介護予防支援事業
 - 7特定福祉用具販売
 - ⑧介護予防特定福祉用具販売
 - ⑨介護予防訪問介護又は第1号訪問事業
 - ⑩介護予防通所介護又は第1号通所事業
 - 2. 居宅介護住宅改修の事業
 - 3. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 障害福祉サービス事業
 - ①居宅介護
 - ②重度訪問介護
 - ③行動援護
 - 4)療養介護
 - ⑤生活介護
 - ⑥児童デイサービス
 - ⑦短期入所
 - ⑧重度障害者包括支援
 - 9共同生活介護
 - ⑩施設入所支援
 - (1)自立訓練
 - 迎就労移行支援
 - (3)就労継続支援及び共同生活援助

- 4. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 相談支援事業
- 5. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域生活支援事業
- 6. 老人の介護施設の経営
- 7. 在宅配食サービス
- 8. ベビーシッター業務の受託
- 9. インターネットを利用した上記の各目的に関するマーケティング及び情報提供
- 10. フィットネスクラブの経営
- 11. カルチャースクールの経営
- 12. 広告代理事業
- 13. 介護者育成のための研修、講習、指導に関する事業
- 14. フランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導業務
- 15. 労働者派遣事業
- 16. 有料職業紹介事業
- 17. コンピューターシステム及びソフトウェアの企画、開発、販売及び保守
- 18. 情報処理及び情報通信ネットワークの構築、運用、及び保守
- 19. データ入力並びに計算処理の受託とオンラインサービス
- 20. パーソナル・コンピューターの技術教室の経営
- 21. 損害保険代理業及びコンサルティング業務
- 22. 生命保険代理業及びコンサルティング業務
- 23. 不動産の売買・交換・賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用
- 24. 自動車の売買
- 25. 調理用品・食器類及び家具の輸出入及び販売
- 26. 酒類の販売
- 27. 医療機器販売及び貸与
- 28. 古物営業法に基づく古物の売買業
- 29. 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都品川区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
 - 1. 取締役会
 - 2. 監查役
 - 3. 監查役会
 - 4. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,520,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当 てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - ③当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款ほか、取締役会 において定める株式取扱規程による。

(自己の株式の取得)

第11条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要 あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
 - ②当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一 部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書 面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
 - ②会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権 を行使することができる。
 - ②株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を、当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当会社の取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- ②取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
 - ②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、 専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議 長となる。
 - ②取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ②取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める 取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
 - ②当会社は、会社法第 427 条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

- 第29条 監査役は、株主総会において選任する。
 - ②監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
 - ②監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催する ことができる。

(監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める 監査役会規程による。

(報酬等)

第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる 監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において 取締役会の決議によって免除することができる。
 - ②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監查人

(選仟方法)

第36条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 - ②会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、監査役会の同意を得て、代表取締役が定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 ②前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第41条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

- 第42条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
 - ②未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。